

# デジタル時代の構造改革と デジタル原則の方向性について

2021/12/22

第2回デジタル臨時行政調査会

牧島かれん

## デジタル庁

# デジタル臨時行政調査会設置の意義

## デジタル化の恩恵を享受できる社会へ規制・制度を構造改革

第1回資料「デジタル臨時行政調査会における論点（案）について」より抜粋

- 今世紀に入ってから、我が国の官民を通じたデジタル化の遅れは深刻。**既存の規制や行政などの構造は維持されたままで、経済、社会、産業全体のデジタル化につながらず。**
- デジタル庁設立でデジタル改革の推進体制は整備されたが、**規制・行政のあり方まで含めて本格的な構造改革をしなければ、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受し、実感することは困難。**
- コロナが浮き彫りにした日本のデジタル化の遅れは、他の全ての分野に通じる本質的課題。
- 国民がデジタルを活用したより良いサービスを享受し、**成長を実感できるためには、国を構成する「国民」「社会」「産業」「自治体」「政府」といった主体・分野にまたがる本質的「構造改革」が必要。**
- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- 全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針として策定。**
- デジタル原則の下、法律、行政組織、デジタル基盤等の経済社会制度を構成する重要な要素を早急に作り直す（＝「新しい資本主義」を実現するための構造改革）。

# 構造改革のためのデジタル原則（案）の全体像

- 「包括的データ戦略」（令和3年6月）にて提示された7層のアーキテクチャを参考に、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を整理。

第7層 新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 （デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 <sup>じん</sup> ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献）
--------------	---

アーキテクチャ

構造改革のためのデジタル原則（案）

第6層 業務改革・BPR／組織	<b>原則①</b> <b>デジタル完結・自動化原則</b>	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	<b>原則②</b> <b>アジャイルガバナンス原則</b> （機動的で柔軟なガバナンス）	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	<b>原則③</b> <b>官民連携原則</b> （GtoBtoCモデル）	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	<b>原則④</b> <b>相互運用性確保原則</b>	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しめるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	<b>原則⑤</b> <b>共通基盤利用原則</b>	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ	<b>共通基盤利用原則</b>	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

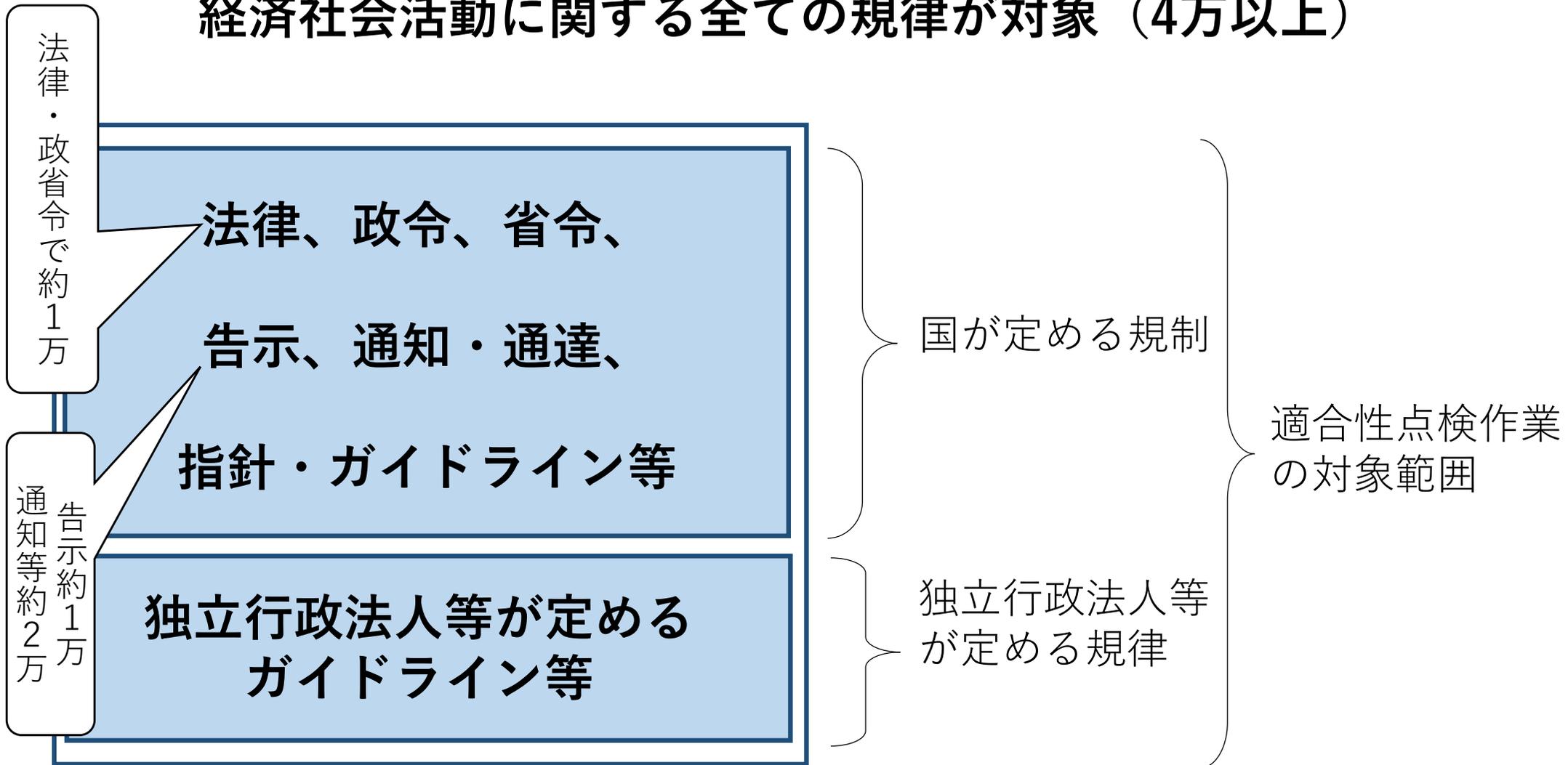
# 構造改革のためのデジタル原則の点検の方向性

デジタル技術の更なる進展も見据えた点検の方向性

<b>①デジタル完結・自動化原則</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>①-1 紙の介在（書面、原本等）を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること</li><li>①-2 人の介在（対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等）を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること</li><li>①-3 ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること</li></ul>
<b>②アジャイルガバナンス原則</b> <small>（機動的で柔軟なガバナンス）</small>	<ul style="list-style-type: none"><li>②-1 一律の様式、手法や基準（定期点検・検査等）を撤廃し、求める性能のみ規定することで、リアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること</li><li>②-2 資格要件としての学歴、経験や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること</li><li>②-3 AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること</li><li>②-4 AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた一体的な仕組みを整備すること</li></ul>
<b>③官民連携原則</b> <small>（GtoBtoCモデル）</small>	<ul style="list-style-type: none"><li>③-1 行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI/UXやサービス活用を基本とすること（GtoBtoC）</li><li>③-2 公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること</li><li>③-3 マルチステークホルダーによるガバナンス（第三者認証、監査、共同規制、自主規制等）の導入を拡大すること</li></ul>
<b>④相互運用性確保原則</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>④-1 書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること</li><li>④-2 API公開・接続義務等によりシステムを疎結合化・簡素化し、ログインを回避すること</li><li>④-3 域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により、国家としての主権の確保にも留意しつつ国内外のイコルフットィングを確保すること</li><li>④-4 国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること</li></ul>
<b>⑤共通基盤利用原則</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>⑤-1 IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること</li><li>⑤-2 目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること</li><li>⑤-3 標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること</li><li>⑤-4 法令用語・タクソノミー（分類）の統一を図ること</li></ul>

# 構造改革のためのデジタル原則への適合性の点検対象の規律の範囲

経済社会活動に関する全ての規律が対象（4万以上）



※上記を踏まえ、地方公共団体の取組を後押し  
(例：国の見直し結果等の情報提供や地方公共団体での先進的な取組事例を紹介等)

# 規制改革推進会議における先行的取組（常駐・専任規制の見直し関係）

常駐規制・専任規制について、デジタル技術等を活用した要件の見直しに着手。

**常駐規制**：特定の技術・技能を有する者を事業所や設備等の特定の場所に必ず配置し、常時滞在を義務付ける規制

**専任規制**：他の事業所や設備で同様の業務を兼任することを禁止又は制限する規制

## 建設業における技術者の配置・専任要件の見直し

- 建設業では、工事現場等に技術者の配置・専任が求められている。
- 工事現場における適正な施行の確保を前提としつつ、遠隔での監督などデジタル技術の利活用を柔軟に認めるべく検討を開始し、令和4年春を目途に結論を得る。

## サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐要件の見直し

- サービス付き高齢者向け住宅では、日中、状況把握サービス及び生活相談サービスに従事する医療や介護の有資格者の常駐が求められている。
- 入居者の安全・安心及び居住の安定の十分な確保を前提としつつ、デジタル技術の活用などを踏まえた見直しの検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。

## 電気主任技術者の選任要件等の見直し

- 電気事業法に基づく現行の保安規制では、特別高圧（5万V以上）で系統連係する大規模再エネ設備へ2時間以内に到達できる「第2種電気主任技術者」の選任が求められており、緩和を望む声が存在。
- 第2種電気主任技術者がスマート保安技術を活用して確実な指揮監督を行うことを前提として、第2種電気主任技術者でなくても2時間以内に同設備に到達できる者を担当技術者とする組織体制も可能とする方向で検討を行い、令和3年度に結論を得て、その後速やかに必要な措置を講ずる。

# 構造改革のためのデジタル原則を踏まえ制度・規制を見直す考え方 ～先行取組の横展開～

## 既存の規制

現場で人の目に頼る規制

定期的に点検・確認を求める規制

人が常にいること等を求める規制

公的な証明書・講習・閲覧に  
対面・書面を求める  
規制

一律の規制、データ連携  
が困難なルール

オンラインで申請できない  
又は利用しにくい行政  
手続

## 技術の進歩

- カメラ等を含む高精度で安価・大量のセンサー
- ドローンや空飛ぶクルマといった次世代空モビリティ
- IC・メモリーの進歩
- クラウドサービス利用等によるビッグデータの高速処理
- あらゆるモノがネットワークとつながるIoTの進展
- AIの高度化
- 超高速通信（5G、Beyond 5G）の実現

## 先行している規制見直し

施設維持・保守でセンサー等を活用、  
監査を遠隔地から実施

カメラ・センサー・AI等により  
点検・確認等を実施

オンラインを通じて離れた場所から  
でも仕事が可能

オンラインなどを活用し、紙、  
対面、訪問を見直し

データを活用したゴールベース・  
リスクベース、API連携

オンライン利用率を成果指標にし、  
継続的なサービス改善実施

（法律・政令・省令で約5千条項に該当あり）

約4万以上の法令・通知通達等を点検

約2万2千手続を  
対象に推進

# デジタル関係の規制・手続見直しによる経済成長の実現 ～「3方良し」の制度改革による経済効果～

## 経済成長へ寄与するデジタル化の効果

オンライン化等による行政手続コスト（営業の許認可、社会保険、労務管理、補助金等）の**20%削減**による経済効果は、**1.3兆円**と推計。  
（2018年6月規制改革推進会議行政手続部会資料）

- ✓ 各省庁が事業者からヒアリングして行政手続きコスト（事業者の作業時間）を算出。
- ✓ オンライン化等による削減時間を平均的な労働に充てることを仮定。

- 中小企業におけるAI導入による経済効果は、2025年までに**11兆円**と推計。  
（2020年3月経済産業省調査）
- ✓ 中小企業2000社にAI導入による効果をアンケート調査を元に算出。

AI導入を阻害する規制を見直すと経済効果が高まる

## 押印廃止等によるスタートアップの勃興と成長産業の創出

デジタル社会形成関係法律整備法の中で、押印を求める各種手続について押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とするよう一括改正。（施行日：令和3年9月1日）

市場規模

サービス例

クラウド型電子契約サービス市場規模推移



（2020年、2021年富士キメラ総研調査よりクラウド型電子署名サービス協議会作成）

- A社…時間、場所、デバイスに関係なく署名捺印ができる電子署名サービス
- B社…契約締結から契約書管理まで可能な、大企業からベンチャー企業まで多数の導入実績があるクラウド型の電子契約サービス
- C社…完全無料で、いつでも、誰でも、世界中のどこからでも、スマートフォンから電子署名を利用することができる電子契約サービス
- D社…簡単に・安全にクラウド上で一括管理可能なクラウド型電子契約システム

# 原則への適合性の点検対象①

既存の規制 (※以下は法律・政令・省令を対象に洗い出した件数・例)

## 現場で人の目に頼る規制

### 〈目視規制〉

現場での点検や調査の際に、人が赴き、目で見て確認を求めている規制 1,843件

### 〈実地監査規制〉

人が現場に赴き、書類や建物を人の目で確認をすることを求めている規制 195件

デジタル技術の活用

## 先行して取組んでいる規制見直し

- トンネル、橋などの道路を構成する施設等の維持修繕のための目視点検について、ドローン、レーダー、センサー等を活用した新技術による代替を可能とするよう取組を推進。  
(橋梁約72万橋、トンネル約1万本 (平成31年3月))
- 太陽光発電所の月次の点検における目視点検について、監視カメラやセンサーによるデータ取得システムなどの遠隔監視技術による代替を可能とした。(電気事業者の太陽光発電所数約3,272発電所 (令和3年7月))

## 今後の展開 (法令で2,038件を点検)

### 施設維持・保守でセンサー等を活用/遠隔地から監査を実施

- 例)
- 堤防などの維持修繕のための点検
  - 貯水施設、配水施設などの維持修繕のための点検
  - ごみ処理施設などの維持管理のための検査
  - 港湾施設の管理に係わる監査

# 原則への適合性の点検対象②

## 既存の規制

### 定期的に点検・確認を求める規制

#### 〈定期検査・点検〉

定期的に人に特定の場所への点検を求めたり、特定の対象物の確認を求めたりする規制

デジタル技術の活用

### 先行して取組んでいる規制見直し

- IoT等の新技術の活用及び高度なリスクアセスメントの実施などの高度な保安の取組を行うプラント事業者について、完成検査・保安検査にかかる規制を合理化し、連続運転期間の自由設定（原則4年→最大8年）等を可能にした。
- 大型浄化槽について、遠隔監視技術の活用により、保守頻度を2週間に1回から月1回に緩和した。  
（処理対象人員51人以上の浄化槽（新構造基準）数：13万9,666基（令和元年度末））

### 今後の展開（法令で1,068件を点検）

#### カメラ・センサー・AI等により点検・確認等を実施

例)

- バス、トラックなどの事業用自動車の定期点検
- 消火器、火災報知機などの定期点検
- ホテル、百貨店、病院などの定期調査・検査

# 原則への適合性の点検対象③

## 既存の規制

### 人が常にいること等を求める規制

#### 〈常駐専任規制〉

人を特定の場所へ常時配置または別の場所での仕事の兼務を禁止している規制

デジタル技術の活用

### 先行して取組んでいる規制見直し

- ・ 宅地建物取引業者の事業所への宅地建物取引士の常駐規制を緩和  
(宅地建物取引事業数：127,215事業者 (令和3年3月末))
- ・ 事業所における産業医の常駐規制を緩和  
(認定産業医数：99,799人 (平成30年11月))
- ・ マンション管理者の事業所への管理業務主任者の常駐規制を緩和  
(マンション管理事業者数：674事業者 (平成31年4月))

### 今後の展開 (法令で218件を点検)

#### オンラインを通じて離れた場所からでも仕事が可能

例)

- ・ 浄化槽の保守点検における管理者の専任
- ・ 倉庫の管理に係わる専任
- ・ 特定の住居施設における管理者の専任

# 原則への適合性の点検対象④

## 既存の規制

### 公的な証明書・講習・閲覧に対面・書面を求める規制

#### 〈資格等の対面講習規制〉

国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制 172件

#### 〈資格等の証明書の掲示規制〉

国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制 635件

#### 〈公的情報の閲覧縦覧規制〉

公的な情報を得るのにオンラインではなく役所等へ訪問して閲覧・縦覧を課している規制 1,065件

デジタル技術の活用

### 先行して取組んでいる規制見直し

- ・ 株式会社設立時の公証人による定款認証のオンライン化 (株式会社設立数：85,688社 (令和2年))
- ・ 介護支援専門員更新研修のオンライン化 (資格所有者数：698,612人 (令和2年9月末))
- ・ 建築士定期講習のオンライン化 (一級～三級建築士) (資格所有者数：1,162,869人 (令和2年4月))

### 今後の展開 (法令で1,872件を点検)

#### オンラインなどを活用し、紙、対面、訪問を見直し

例)

- ・ 公証人による公正証書の作成
- ・ 小型船の安全に係る講習
- ・ 自動車整備に係る研修
- ・ 食品衛生に係る講習
- ・ 飲食店における許可証の掲示
- ・ 薬局に係る許可証の掲示
- ・ 不動産価格に係る縦覧
- ・ 建築に係る概要書の閲覧

# 原則への適合性の点検対象⑤

一律の規制、データ連携が困難な基盤・ルール

## 1. データを活用したゴールベース・リスクベース規制への転換

(例)

- 一定の施設が必要な事業の許可において、設備の異常や周辺環境への影響などをIoT、AI等でリアルタイムデータで計測する場合には、許可基準を合理化可能か検討
- モノの移動に係る場所のリスクに応じて、規律を合理化可能か検討

## 2. 官民のデータ利活用の基盤・ルールの整備

(例)

- 新規企業の参入等を促進することを企図して、関係する事業者におけるAPI公開・接続義務の実効性を高める方策を検討
- 地下埋設物（水道管、ガス管、電線、上下水道管等）の工事の際に、図面が異なる主体毎に紙ベースで管理されているために関係各所に連絡する必要があることなどから、一定の行政主体が地下空間情報の電子データを整備・管理・提供することを検討
- 法令や通達の情報デジタルデータ化する動きを官民連携で加速することを検討

# 原則への適合性の点検対象⑥

## オンラインで申請できない又は利用しにくい行政手続

- 行政手続のオンライン化の全体（22,084手続）のうち、オンライン化されていなかった18,000超の手続の約98%について、令和7年末までにオンライン化する方針を決定（性質上オンライン化が適当でないとする432手続についても、オンラインができないか厳しく検証。）

### 取組の加速化

- 支払い件数が1万件以上の手続等について、キャッシュレス化（インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等）を推進（次期通常国会に法案提出予定）
- 行政手続について、行政サービスの改善や国民の満足度を測る「成果指標」として「オンライン利用率」を位置付け、各府省が基本計画を策定し、継続的なサービス改善のための取組等を定める。令和2年の秋に、旗艦的な28事業で取組開始。令和3年の秋から、年間手続件数が10万件以上の原則全ての手続（約400手続）を対象に、横展開を推進。今後こうした取組を強力に推進

#### 法人税申告（現時点で高いオンライン利用率）

- ・電子申告の利用率100%に向けた取組の検討
- ・民間の取組も参考に、UI・UXを更に改善

#### 商業・法人登記（現時点で中程度のオンライン利用率）

- ・開発者等が利用しやすい形でのAPI仕様の公開方法の改善、利用時間の24時間対応に向けた検討、ウェブサイトの見直し等に取組む

#### 在留資格申請（現時点で低いオンライン利用率）

- ・利用者目線でのオンライン化、手数料支払いのオンライン化、添付書類削減、API開放による民間サービスとの連携等の実現に取り組む

具体的手続例	総手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率 (令和元年度)	オンライン利用率目標	取組期限
法人税申告	2,789,515	84.9%	90%	令和5年度末
商業・法人登記の申請	989,729	59% (目標の引上げ検討中)	65%	令和5年度末
在留期間更新許可申請	774,696	0.2%	20%	令和5年度末

# 既存の規制に関する適合性点検作業の進め方

R3.12月下旬

規制の適合性点検対象リスト洗い出し作業（対象：法令、約5千条項に該当あり）の進め方の照会と各省庁への情報提供

R4.1月

各府省と連携し、通知通達、独法の規律も含めて、点検・見直しの作業方針を確定。  
※事務局及び規制改革推進室において、国民・産業界等の要望や追加的な洗い出し作業を実施し各省庁に情報提供

〈作業部会の設置〉  
各省庁による自主的な見直し⇒規制見直しプランに反映  
見直しに関する課題がある事項⇒作業部会において検討

各省庁と事務局で見直し方針を協力して確認

規制見直しプランの取りまとめ（自治体の後押しの方策含め具体化）

R4.春

法律  
⇒一括見直しの累次具体化

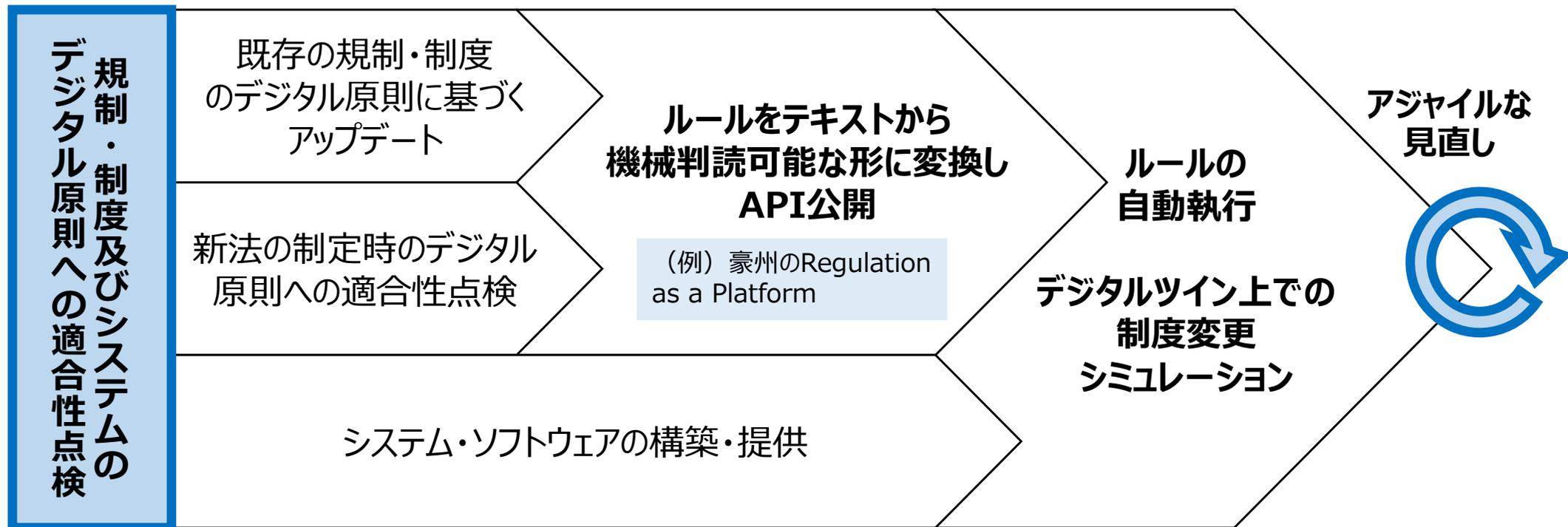
政令省令通知・通達、運営要領等  
⇒スピード感をもって改正

技術的検証やシステム整備等の検討

集中改革期間（3年程度）で原則への適合を実現

# 今後の法制事務のデジタル化に向けて

○今後、法制事務のデジタル化に向けてリーガルテック/レグテック等を活用しつつ、デジタル時代にあわせて規制・制度とシステムの仕様を自発的かつ一体的に見直し続けるため、新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制構築の検討を進める。



法制事務に援用可能なリーガルテックやレグテックの例：

契約書の自動作成・AIレビュー

契約情報の自動集約  
自然言語処理による解析  
→危険条項の自動検出・修正サジェスト

スマートコントラクトによる  
契約の自動執行・履行管理

# デジタル時代における政策の形成・評価の方向性

■ デジタル技術の急速な進展やコロナ禍に見られるように、行政を取り巻く環境は刻々と変化。複雑かつ困難な様々な課題に機動的に対応する必要

リアルタイムデータを含む様々なデータを活用しつつ、政策目的の実現に向けてスピーディーに政策サイクルを回し、モニタリング・効果検証をしながら、柔軟に政策の見直し・改善を行っていく「アジャイル型政策形成・評価」について検討

<令和3年12月9日行政改革推進会議 総理指示>

「デジタル社会の実現に向けて、データを活用してスピーディーに政策サイクルを回し、柔軟に政策の見直しを行う新しい政策形成・評価の在り方について、当会議の下にワーキンググループを作り、しっかり議論を進めてもらいたい。」

今後の取組 行政改革推進会議の下にワーキンググループを設置し、検討

令和4年1月 WG設置

<主な検討事項（想定）>

- ・ アジャイル型政策形成・評価の実施のために必要な事項
- ・ 個別政策を事例としたアジャイル型の政策形成に係るレビューの実施
- ・ エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進・強化方策

（令和4年春 レビューの実施についてデジタル臨調へ中間報告）

令和4年6月目途 とりまとめ、デジタル臨調へ報告

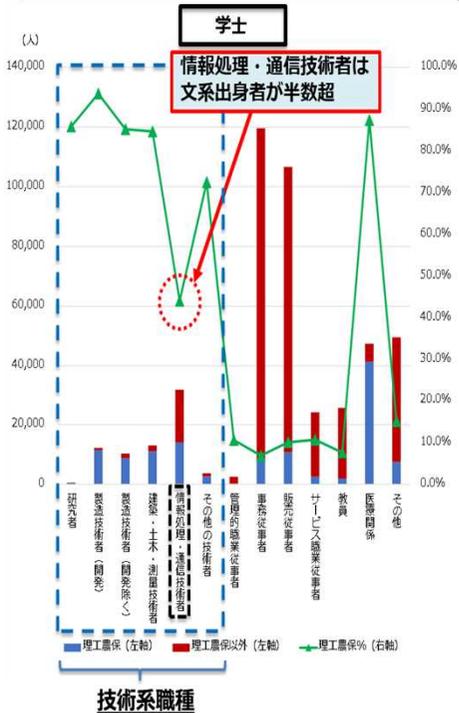
# EBPMに関する先進的な取組例 (CSTI：デジタル人材の需給に関するデータ分析)

## CSTIの特徴

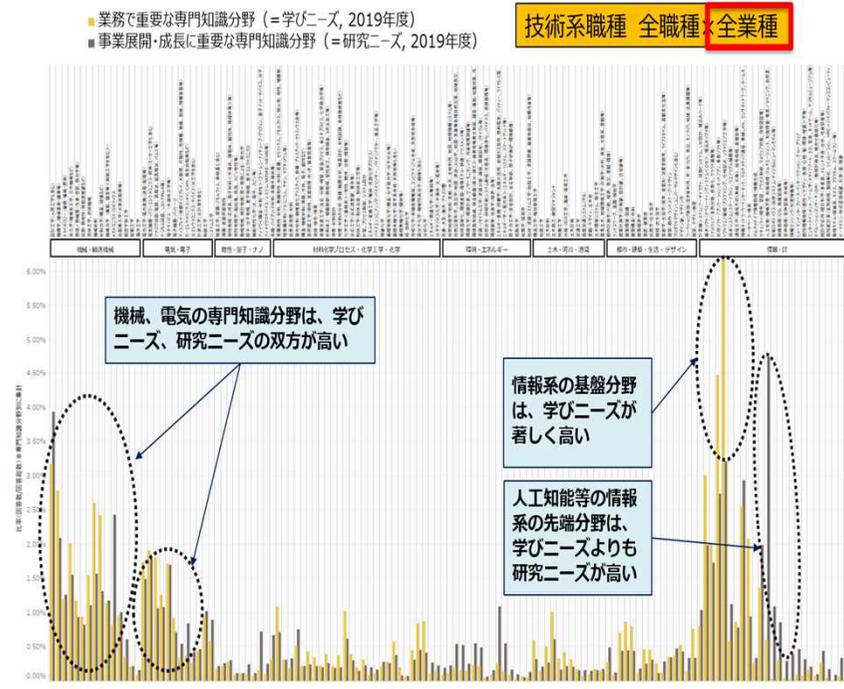
- ①各種指標・データを相互に連結することにより、**インプットとアウトプット関係の定量分析を可能に**
- ②マクロの状況からミクロの状況まで掘り下げることができるよう**ビックデータ分析機能を構築**
- ③関係省庁、大学・研究法人等の各種関係者で共有し広く活用できる**プラットフォームとして構築**

### 分析機能の分野と具体的内容

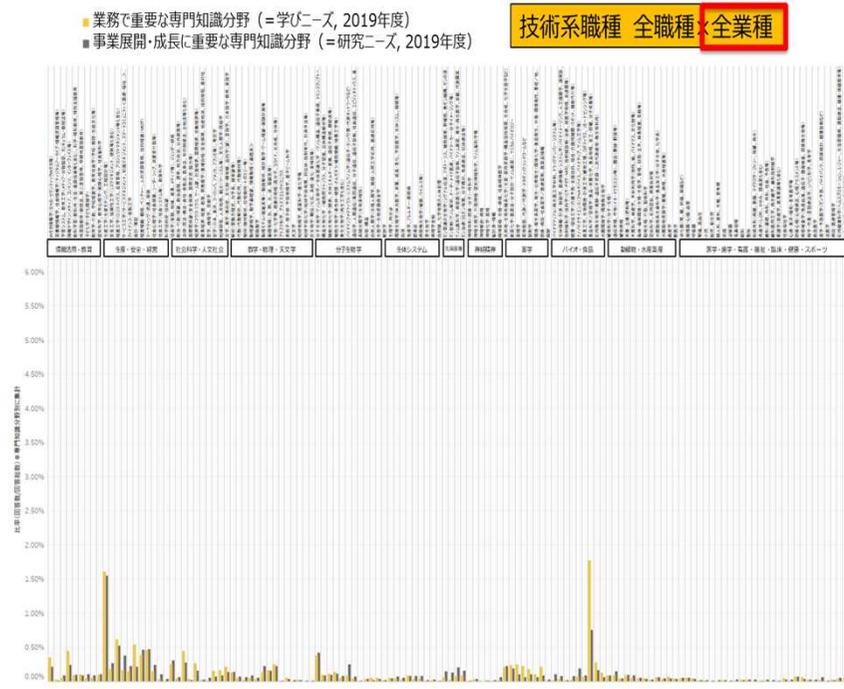
- ①科学技術関係予算の見える化、②国立大学・研究開発法人等の研究力の見える化、③大学・研究開発法人等の外部資金・寄付金獲得の見える化④人材育成に係る**産業界ニーズの見える化**：産業界社会人約5万人に対する調査データを活用し、**産業界の社会人の学びニーズ、研究ニーズを265の専門分野ごとに経年変化も含め見える化、産業界におけるやりがい、年収レベルなど産業界における処遇も見える化**



出典：文部科学省令和元年度（2019年度）「学校基本調査」の内閣府作成



出典：内閣府 平成31年度（2019年度）科学技術振興機構等委託事業「産業界と教育機関の人材協働的・協力的な連携強化に関する調査」



出典：内閣府 平成31年度（2019年度）科学技術振興機構等委託事業「産業界と教育機関の人材協働的・協力的な連携強化に関する調査」

### 関係する制度の例

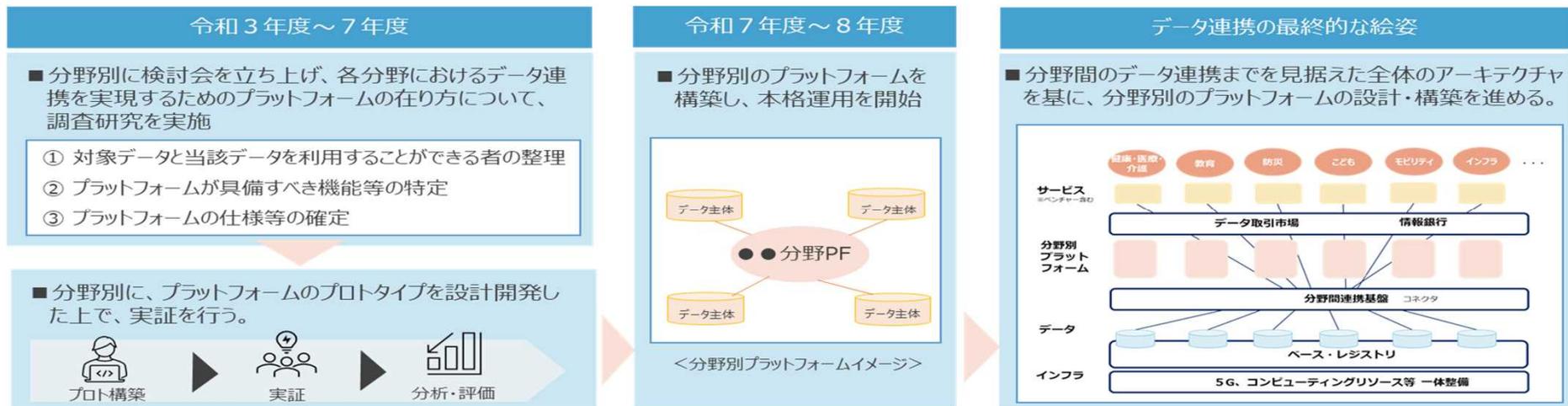
- 大学の学部収容定員の総数に関する制度
- 大学等の教育組織の新設改廃や定員設定に関する制度 等

# 準公共分野等におけるシステム・制度の一体的検討について

- 準公共分野：医療・教育・防災・子どもなど、生活に密接に関連しており、国の関与による民間分野への波及効果が高い分野
- 相互連携分野：業種を超えた情報システム間の相互の連携が重要となる分野



- 国・地方公共団体・民間事業者間のデータ連携プラットフォーム構築
- IDの付与、ベースレジストリや標準化など協調領域の整備
- 官民でのデータ連携と活用を可能とするため、ベースレジストリのあり方を含めて、制度・規制の整備・見直し
- 5Gの全国的な整備のための電気通信事業法等に関する制度見直しについて検討



# デジタル臨時行政調査会で扱う論点

本日提起する論点

## デジタル臨時行政調査会が扱う論点

- 構造改革のためのデジタル原則の策定
  - ◀ 原則の提示
- デジタル時代にふさわしい規制・制度の見直し
  - ◀ 規制と手続の見直し
  - 原則への適合性の総点検
  - デジタル関連一括見直しのプラン策定と具体化
  - 原則への適合性を事前に確認する機能やプロセスの検討
- デジタル基盤を活用し十分なサービスを効率的に行える政府
  - ◀ 準公共分野に係る検討
  - 準公共サービス改革（規制制度改革）：教育・デジタル人材/健康医療/防災/こども など
  - マイナンバー・カードの徹底普及や活用含めた国民と政府の結びつき、国と自治体、準公共など含めた共通基盤整備に関する制度課題の検討
- 政策形成・評価のデジタル化（EBPM）
  - ◀ EBPMに係る論点
  - 人材、資金、政策形成・評価を含めて検討
- 官民ともに不足するデジタル人材の需給構造の抜本改革